

# 契約トラブル 110番

「これっておかしくない!？」  
契約トラブルに関する相談を弁護士・  
司法書士が相談にのります。

平成30年10月24日(水)  
午前10時～午後7時  
TEL 026-292-5007

## ※ご注意

相談料は無料ですが、通話料がかかります。



・キャンセルしたら  
高額なキャンセル料  
を取られた

・約款の内容が  
わからない

・しつこい勧誘で  
契約したがやっぱり  
やめたい

・ネット広告が  
実際と違う

…等、

消費者被害に

関する相談を

お受けしております

主催:特定非営利活動法人ながの消費者支援ネットワーク

長野市篠ノ井御幣川668コープながの本部内

我々は消費者の皆様の「安全・安心な生活が送れる権利」が  
護られる社会の実現に向けて活動しています。